

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の定めるところにより、福山・笠岡地区の石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害の発生及び拡大の防止等を図るため、防災関係機関が実施すべき事務又は業務及び行動の基準を定めるとともに、相互の援助協力体制を確立し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第 2 節 基 本 方 針

第 1 計画の性格

特別防災区域においては、石油及び高圧ガス等危険性の高い物質が大量に貯蔵され、取り扱われており、万一災害が発生した場合は油火災、ガス爆発等特殊な災害となり、しかも大規模な災害となる可能性が極めて大きく、地域住民に甚大な被害を及ぼすのみならず、これらの施設の多くが産業経済上の重要拠点であることから、社会的・経済的にも重要な影響を及ぼすことが考えられる。

この計画は、これら特別防災区域に係る災害の特殊性・重大性にかんがみ、防災関係機関及び特定事業者の実施すべき防災対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項について定めるものである。

また、この計画は、特別防災区域に係る災害に対処するための計画であり、この特別防災区域は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく県及び関係市町の地域防災計画の対象となる区域には含まれないものである。

第 2 計画の策定方針

この計画は、次の基本方針により、特別防災区域に係る防災に関し、防災関係機関及び特定事業者のとるべき措置等について定めるものであり、各関係機関は、この方針に沿ってそれぞれの立場からこの計画が有効かつ円滑に推進できるよう措置するものとする。

- 1 特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一次的責任を有することを十分に認識し、災害の防止及び応急措置に万全の対策を講ずること。
- 2 防災関係機関及び特定事業者は、この計画が迅速・適確に、かつ、円滑に実施できるようそれぞれ防災体制を整備し、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を通じて相互間の緊密な連携のもとに連絡協調を図ること。
- 3 災害防御の主眼は、人的被害の防止に置き、住民等の安全対策を最優先とすること。

第3節 特別防災区域の範囲

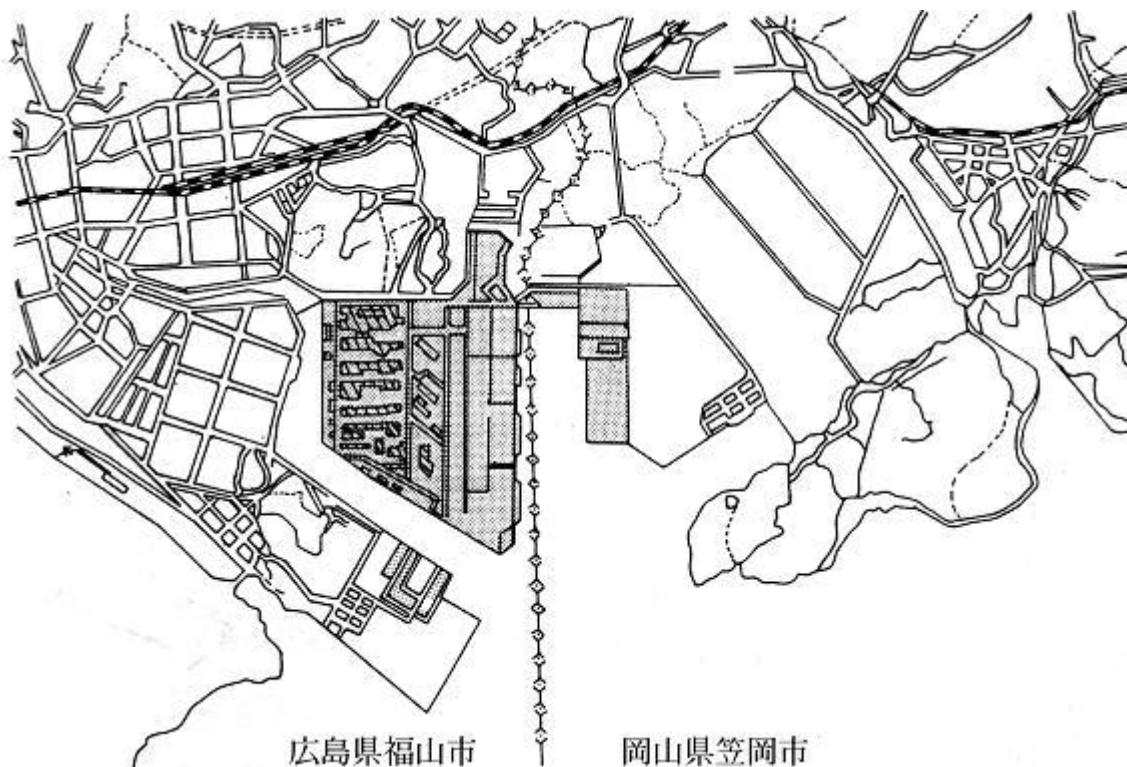
この計画の対象となる区域は、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により指定された次の福山・笠岡地区の特別防災区域である。

福山・笠岡地区：面積11,051,549㎡（福山地区：9,406,449㎡，笠岡地区：1,645,100㎡）

広島県福山市鋼管町及び箕沖町の区域の一部

岡山県笠岡市鋼管町の一部

特別防災区域の位置等については、下図のとおりである。



第4節 特別防災区域の現況

第1 自然環境

福山市と笠岡市は、広島県の東南端から岡山県の西南端に位置し、東は岡山県浅口市に、北は広島県神石郡から岡山県井原市に、西は広島県尾道市に隣接し、南は瀬戸内海を隔てて愛媛県に対してしている。

福山市の市域は、北から南にゆるやかな傾斜をもって瀬戸内海に向って開け、中心部には熊ヶ峯、彦山、高増山、北部に蔵王山の小山地が走り、市を東西に両断して中国山地に源を発する、芦田川が南下し、芦田川に接する両岸地域に平野を展開してその中心部に市街地を形成している。市南部の海岸線は広大な遠浅海岸を擁し、臨海工業適地として埋立造成が進められ、県東部における重化学工業地帯として発展している。

地質は、沖積層が最も広く、次いで古生層、花崗岩類及び第3紀層が分布している。芦田川下流及び河口付近は、古生層及び中生界の花崗岩を覆って、沖積層が広く分布しており、農耕

地、市街地及び工業用地として重要な比較的集団化した平地を形成している。河口付近には未完成ながら三角州を形成し、いまなお漂砂の堆積が行われており、海底は遠浅である。

笠岡市の市域は、南に風光明媚な瀬戸内海を抱き、大小30有余の島々を有し、中心市街地は山地が海岸線に迫り、少ない平坦地と20数か所の干拓、埋立地のうえに形成されている。北部は、小田川流域に平坦地が広がっている。

市街地の南隣には、平成2年3月に完成した新生大地、笠岡湾干拓地があり、土地の狭あいと水不足を一挙に解決した。これらは、1,191haの農業用地、460haの工業用地、160haの港湾水域をもたらし、併せて、全国に先駆けて完成した農道離着陸場を有し、地域変革の中心として発展が期待されている。

地質は、大部分花崗岩からなり、御嶽山に粘板岩、神島に流紋岩質が見られる。

この区域の気象条件は、温暖で雨が少なく晴天の日が多い。気温は比較的高く、年平均気温は16℃程度、降水量は全国的に見ても非常に少なく年平均1,100mm程度で、特に冬期の降水量は少ない。また、年間の霜日数は少なく、降雪も少なく年によってはほとんど雪を見ないことがある。

台風については、直接の災害は少ないが、コース・規模によっては、暴風雨・高潮に対する影響が考えられるので、対策について配慮しておく必要がある。

また、当地区を震源とする地震は少ないが、周辺で発生する地震の影響を受けることも予想されるので、地震、津波等の対策についても配慮しておく必要がある。

第2 開発の経緯

特別防災区域は、大別すると鋼管地区と箕沖地区に分かれる。

このうち、鋼管地区は、昭和36年10月、日本鋼管(株)福山製鉄所（現 J F E スチール(株)西日本製鉄所（福山地区））の誘致決定に伴い、昭和37年4月から広島県東部における臨海工業地帯の中核として埋立造成が進められ、昭和41年8月、関連事業所が立地・操業を開始し、現在に至っている。

また、岡山県笠岡市の鋼管地区には、昭和63年11月、アドケムコ(株)（現 J F E ケミカル(株)西日本製造所 笠岡工場）が進出、操業を開始している。

箕沖地区は、鋼管地区の南側対岸に位置し、昭和43年12月から埋立造成が進められた。出光興産(株)福山油槽所等の5社が立地・操業していたが、昭和62年3月末で共同石油(株)福山油槽所が撤退した。その隣接地に、昭和62年5月全農山陽石油基地（全農燃料ターミナル(株)）、平成16年3月ヤスハラケミカル(株)福山工場が進出したが、平成14年7月末で日石三菱(株)福山油槽所、平成14年12月末で出光興産(株)福山油槽所、平成15年12月で全農燃料ターミナル(株)山陽石油基地、平成28年10月末で日石広島ガスLPGネットワーク(株)が撤退し、現在2事業所が立地・操業している。

なお、福山港は、日本鋼管(株)福山製鉄所（現 J F E スチール(株)西日本製鉄所（福山地区））の立地により、昭和38年4月地方港湾から重要港湾に指定され、施設の整備が進められている。岡山県側も、特別防災区域に隣接し、笠岡港港町地区の整備が進められている。

第3 特別防災区域に隣接する市街地形成

鋼管地区は、北側に引野町、大門町、茂平地区及び城見台地区が、また、東に神島地区、神島外浦地区及び笠岡湾干拓地が隣接し、箕沖地区は北西側に箕島地区が隣接しているが、市街地は、比較的離れた位置に形成されている。

1 人口

福山市の人口は、令和6年4月1日現在、215,716世帯456,265人で、このうち特別防災区域に隣接する引野町には8,507世帯16,820人、大門町には4,781世帯9,669人が、箕島町には1,057世帯2,359人が居住し、全人口の6.3%を占めている。

また、笠岡市の人口は、令和6年4月1日現在、21,834世帯44,431人で、このうち特別防災区域に隣接する茂平地区には321世帯689人、城見台地区には402世帯880人が、神島地区には865世帯1,753人、神島外浦地区には264世帯473人、笠岡湾干拓地には120世帯236人が居住し、全人口の9%を占めている。

2 公共施設の状況

(1) 道路施設

この地域には、鋼管地区から北へ約2kmの位置に山陽地方における交通、産業の主要道路である国道2号が東西にJR山陽本線にほぼ平行して走っており、これを基点に鋼管地区への産業道路としての役目をはたす福山市道港町伊勢丘線及び同大津野区整線が南下し、鋼管地区の北側に隣接して東西に走る主要地方道井原福山港線と接続している。

また、箕沖地区には約8kmで市街地に至る福山市道箕沖1号線及び臨港道路箕沖線が北西に走っている。

(2) 港湾施設

特別防災区域の位置する重要港湾福山港は、古くは福山城築城の際、運河として設けたことに始まり、昭和9年指定港湾になってから港湾修築事業が相次いで行われたが、昭和36年日本鋼管(株)福山製鉄所の誘致と相前後して一段と整備が図られ、本航路は幅員350m、水深16mであり、臨海工業港として臨海工業地帯の発展に重要な役割を果たしている。

また、岡山県側の特別防災区域の南東に位置する地方港湾笠岡港港町地区では、岸壁が完成し、同区域の南側では廃棄物埋立護岸の整備が進められている。

(令和6年4月1日現在)

区 分	外 か く 施 設							け い 留 施 設
	防波堤	防砂堤	防潮堤	導流堤	護岸	胸壁	計	
広島県有	m 2,182	m	m 4,324	m 90	m 11,394	m 338	m 18,328	m 4,273
岡山県有	28				3,751		3,779	700
民 有					7,914		7,914	6,528
そ の 他	43			50	4,728		4,821	290
計	2,253		4,324	140	27,787	338	34,842	11,791

(3) 電力施設

この地区には、福山市引野町沖浦に中国電力ネットワーク㈱引野変電所（無人）があり、福山地区（特別防災区域）へ電力を供給している。

また、笠岡市茂平西郷に中国電力ネットワーク㈱茂平変電所（無人）があり、笠岡地区（特別防災区域）に電力を供給している。

(4) 水道施設

この地域の浄水場は、福山市水道局中津原浄水場から送水し、千田配水池から鋼管地区へ、久松台配水池から箕沖地区へ供給されている。

鋼管地区（福山市）の工業用水は、中津原浄水場から蔵王配水池へ送水し、そこから口径1,200mm・配管で供給されている。併せて、箕島浄水場からも直接送水により供給されている。

また、鋼管地区（笠岡市）の工業用水は、岡山県企業局笠岡浄水場から用之江配水池へ送水し、そこから自然流下により、口径600mm配管で供給されている。

箕沖地区には、箕島浄水場からも口径900mm～1,200mmでの直接送水により、供給されている。

(5) 文教施設等

特別防災区域に隣接する引野町、大門町、箕島町及び城興ヶ丘には、中高等学校1、小中高等学校1、中学校1、小学校8、幼稚園(保育園)4、交流館5がある。

また、鋼管地区（笠岡市）に隣接する茂平地区、城見台地区、神島地区、神島外浦地区及び笠岡湾干拓地には、中学校1、小学校2、認定こども園1、公民館2、地区集会施設2がある。

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
銀河学院中・高等学校	福山市大門町大門119-8	箕島 "	福山市箕島町 325
英数学館小・中・高等学校	" 引野町980-1	引野交流館	" 引野町 4013-1
大門中学校	" 城興ヶ丘 8-1	旭丘 "	" 引野町南一丁目 17-46
ぎんがの郷小学校	" 大門町大門 119-8	大門 "	" 大門町大門甲 60
旭丘 "	" 引野町南二丁目 17-1	箕島 "	" 箕島町 329
引野 "	" 引野町 4032	野々浜 "	" 大門町四丁目 21-8
大津野 "	" 大門町大字日之出丘 3043	神島外中学校	笠岡市神島外浦 1555
長浜 "	" 引野町 5401	神内小学校	" 神島 3984
箕島 "	" 箕島町 325	神島外 "	" 神島外浦 1667-1
野々浜 "	" 大門町七丁目 13-1	青空認定こども園	" カブト南町 188
大谷台 "	" 大門町大門 7580	神島公民館	" 神島 4136
旭丘幼稚園	" 引野町南二丁目 9-1	神島外 "	" 神島外浦 1636-1
野々浜 "	" 大門町七丁目 13-2	茂平会館	" 茂平 1812-6
大津野 "	" 大門町大門甲 60	外浦 "	" 神島外浦 1729

第4 特定事業所の立地状況等

当該地区には第1種事業所2社、第2種事業所1社が稼働している。

ただし、(株)JFEサンソセンター福山工場、瀬戸内共同火力(株)福山共同発電所、JFEミネラル(株)製鉄関連事業福山製造所、JFEケミカル(株)西日本製造所笠岡工場の4社については、JFEスチール(株)西日本製鉄所(福山地区)と同一事業所として扱っている。

1 特定事業所の立地状況等

事業所の種別	事業所名	所在地	業態	主要製品又は主要貯蔵量 (年間生産能力又は最大貯蔵量)
第1種 (レイアウト)	JFEスチール(株) 西日本製鉄所 (福山地区)	(〒721-8510) 福山市鋼管町1	鉄鋼業	銑鉄 (12,560千t) 粗鋼 (10,300千t) 条鋼 (760千t) 厚板 (2,170千t) 熱延鋼材 (8,200千t) 冷延鋼材 (4,650千t) メッキ鋼材 (2,470千t) 鋼管 (660千t)
	(株)JFEサンソセンター 福山工場		ガス業	酸素ガス (2,216,280千m³) 窒素ガス (2,952,120千m³) 水素ガス (17,520千m³) 炭酸ガス (4.55千m³)
	瀬戸内共同火力(株) 福山共同発電所		電気業	発電出力 (844千KW)
	JFEミネラル(株) 製鉄関連事業福山 製造所		生石灰製造業	生石灰 (820千t)
	JFEケミカル(株) 西日本製造所 笠岡工場	(〒714-0063) 笠岡市鋼管町 9番2	化学工業	95%ナフタリン (30千t) 石炭酸分留品 (5千t) クレオソート油 (130千t) ピッチ (70千t) BTX (103千t)
第1種	ヤスハラケミカル(株) 福山工場	(〒721-0956) 福山市箕沖町 117	テレピン油及び テレピン油 誘導体製品の 製造業	テレピン油 (21,957.8kl)
第2種	日本化薬(株)福山工場	(〒721-0956) 福山市箕沖町 126	染料及び工業 薬品中間物製 造業	染料及び工業薬品中間物 (7,500t)

(注) []内はJFEスチール(株)西日本製鉄所(福山地区)に含まれる事業所で、従業員数及び面積の数値は内数を示す。

(令和6.4.1現在)

資本金	従 業 員 数				面 積		立地年月
	総 数	昼 間	夜 間	休 日	敷 地	建 物	
百万円 239,600	人 13,160 (4,548)	人 7,318 (3,610)	人 2,730 (469)	人 2,831 (469)	m ² 10,634,548 (10,056,804)	m ² 2,121,513.89 (2,080,627.89)	昭40. 2
90	(61)	(46)	(5)	(5)	(76,717)	(15,769)	昭41. 9
5,000	(119)	(89)	(9)	(9)	(102,360)	(16,737)	昭40. 7
2,000	(175)	(150)	(25)	(25)	(67,510)	(4,817)	昭41. 9
6,000	(165)	(133)	(16)	(16)	(337,403)	(9,721)	昭62. 5
1,790	74	52	7	7	77,621.84	9,905.48	平16. 4
14,932	255	215	40	45	379,070	24,809	昭53. 3

2 危険物等の貯蔵・取扱・処理状況

特別防災地区における危険物、高圧ガス、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス以外の可燃性ガス、毒物、劇物の貯蔵・取扱・処理の状況は、次のとおりである。

事業所名	危険物							高圧ガス	
	施設数	石油		石油以外の第4類危険物		第4類以外の危険物		施設数	処理量
		貯蔵量(kl)	取扱量(kl)	貯蔵量(kl)	取扱量(kl)	貯蔵量(t)	取扱量(t)		(Nm ³)
JFEスチール(株) 西日本製鉄所 (福山地区)	358 (60)	83,481.96 (114.68)	53,567.12 (503.88)	29.37 (5.13)	59.76 (0.2)		0.03	15	88,317,092
JFEスチール(株) 西日本製鉄所 (福山地区)	182	15,937.24 タール 粗軽油等	5,236.30 潤滑油 タール 粗軽油 作動油等	3.24 アルコール 動植物油	0.06 動植物油 アルコール			1	32,222 液化石油ガス
(株)JFEサンソセ ンター福山工場	2		50.26 潤滑油					13	86,258,170 酸素・水素 空気
瀬戸内共同火力(株) 福山共同発電所	18	12,127.2 重油 潤滑油等	11,483.26 重油 潤滑油						
JFEMiネラル(株) 製鉄関連事業 福山製造所	1		4.0 軽油						
JFEケミカル(株) 西日本製造所 笠岡工場	95	55,302.84 タール BTX等	36,289.42 タール BTX等	21.0 アルコール類	59.5 アルコール類			1	2,026,700 水素・ベンゼン リッチガス 炭酸ガス
日本化薬(株) 福山工場	60	1,797.0 トルエン灯油 重油	529.0 トルエン灯油 重油	296.0	430.0	77.0	4.0	1	114.6 窒素
ヤスハラケミカル(株) 福山工場	63	8,514.2 テレピン油 化工产品	429.0 テレピン油 化工产品	7.5 アルコール類	8.0 アルコール類			3	103 水素・窒素
計	481	93,793.16	54,525.12	332.87	497.76	77.0	4.03	19	88,317,309.6

(注) () 内はその他事業所(JFEスチール(株)西日本製鉄所(福山地区)内への設置)の累計を示す。

(令和6.4.1現在)

可燃性固体類			可燃性液体類			高圧ガス以外の可燃性ガス		石油コンビナート等 災害防止法上の毒劇物			その他の毒物及び 劇物取締法上の毒劇物		
施設 数	貯蔵量 (t)	取扱 量 (t)	施設 数	貯蔵量 (kl)	取扱量 (kl)	施設 数	貯蔵・ 取扱・ 処理量 (Nm ³)	施設 数	毒物 (t)	劇物 (t)	施設 数	毒物 (t)	劇物 (t)
16	6,200.6	162.3	10		239.8	8	67,290,000	5	34	2	54		7,195.30
1		20.7	10		239.8	8	67,290,000	5	34	2	51		3,766.55
											2		49.45
15	6,200.6	141.6									1		3,379.30
								7		56.4	106	20	1,831.41
4	136.3	45									4		39.0
20	6,336.9	207.3	10		239.8	8	67,290,000	12	34	58.4	164	20	9,065.71

3 危険物等の移送及びタンカーの出入状況

特別防災区域における危険物の輸送は大部分海上輸送によって行われ、各事業所の専用岸壁を利用して、タンカーから貯蔵タンクに陸揚げされている。タンカーの出入状況は、次のとおりである。

ア 鋼管地区（笠岡地区部分を含む。）

（令和5年平均）

品 目	船舶の規模(D/W)	受 払 頻 度
重 油	1,180～2,429 t	11回／月
粗 軽 油	1,182～1,869 t	13回／月
C B 油	575～2,821 t	16回／月
タ ー ル	575～1,794 t	4回／月

年別	入港隻数 (隻)	総トン数 (t)	入港最大船 船(D/W)	受 払 数 量				
				合計 (Kl)	重油 (kl)	粗軽油 (kl)	C B 油 (kl)	タール (kl)
30	528	351,041	3,504	425,760	94,771	56,396	172,204	102,389
元	519	348,872	5,900	401,788	87,766	54,652	168,542	90,828
2	504	349,984	5,933	431,479	126,233	66,742	144,137	94,367
3	514	315,184	5,960	411,360	120,602	97,079	136,930	56,749
4	513	314,968	5,217	387,319	121,760	89,572	142,139	33,848
5	530	324,898	4,223	414,697	137,240	91,980	145,030	40,447

イ 箕沖地区

（令和4年）

事業所名	船舶の規模(D/W)		受 払 頻 度			
	第4類危険物		L P G	第4類危険物		L P G
	石 油	石油以外		石 油	石油以外	
ヤスハラケミカル(株) 福山工場	499～3,365			2回／年		

事業所名	入港隻数	総トン数	入港最大 船 舶 (D/W)	受 払 数 量			
				合計	テレピン油	その他の第 4類危険物	L P G
ヤスハラケミカル(株) 福山工場	隻 0	t	kL	kL 0	kL	kl	t

第5節 防災関係機関及び特定事業者等の事務又は業務の大綱

防災関係機関及び特定事業者等が石油コンビナート等災害防止法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、特別防災区域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導をするとともに、防災対策が有効かつ適切に行われるようその所掌事務について県及び関係市町に対し勧告、指導、助言を行うものとする。

1 中国四国管区警察局

- (1) 管区内警察の指導、調整及び応援派遣
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 関係機関との協力
- (4) 情報の収集及び連絡
- (5) 警察通信の運用
- (6) 津波警報の伝達

2 中国四国産業保安監督部

- (1) 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
- (2) 特定事業所に対する立入検査
- (3) 高圧ガス施設等を設置する特定事業者に対する保安確保に関する指導監督
- (4) 保安教育の指導
- (5) 情報の収集、伝達及び災害原因調査

3 第六管区海上保安本部

- (1) 海上災害の予防啓発
- (2) 海上における被災者の救助及び救援
- (3) 海上災害の防御活動
- (4) 海上災害に係る船舶の安全確保
- (5) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- (6) 災害広報
- (7) 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所等に対する立入検査
- (8) 防災資機材の備蓄及び整備
- (9) 海上防災訓練の指導及び実施

4 広島労働局・岡山労働局

- (1) 労働災害防止に関する監督、指導
- (2) 労働安全衛生教育の指導、援助
- (3) 災害原因調査及び同種災害再発防止対策の指導
- (4) 情報の収集、伝達

5 中国地方整備局

- (1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
- (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資材、災害対策用機械等の提供
- (3) 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (5) 災害時における交通確保
- (6) 海洋の汚染の防除
- (7) 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所等に対する立入検査

第2 自衛隊

災害派遣要請者（知事）からの要請に基づき、防災活動を実施するものとする。

- (1) 救出及び救急の支援
- (2) 消防活動の支援
- (3) 道路の応急啓開
- (4) 人員、救助物資及び防災資機材等の緊急輸送の支援

第3 広島県・岡山県

県は特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導をするとともに、この計画に基づいて防災関係機関及び特定事業者が実施する防災対策が総合的かつ効果的に行われるよう総合調整を行うものとする。

- (1) 防災本部に関する事務
- (2) 防災本部協議会に関する事務
- (3) 特定事業所に対する立入検査
- (4) 危険物、高圧ガス、毒物・劇物製造施設等の保安管理の指導監督
- (5) 保安教育の指導
- (6) 公共施設の整備及び保全
- (7) 医療、救護
- (8) 防災資機材の備蓄、調達、あっせん及び輸送
- (9) 災害応急措置
- (10) 自衛隊の災害派遣要請
- (11) 情報の収集、伝達及び災害原因調査

第4 県 警 察

県警察は、関係機関と緊密な連携の下に、次に掲げる警察活動を実施し、公共の安全と社会秩序の維持を図るものとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握及び事故原因の調査
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) 検視、死体調査等及び身元確認
- (8) 危険箇所の警戒、住民等に対する避難指示及び誘導
- (9) 不法事案の予防及び取締り
- (10) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (11) 広報活動
- (12) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第5 関 係 市 等

関係市等（福山市、笠岡市、福山地区消防組合、笠岡地区消防組合）は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関等の協力のもとに、有効かつ適切な防災対策を実施するものとする。

- (1) 情報の収集、伝達
 - (2) 避難所の確保
 - (3) 避難指示及び誘導
 - (4) 被災者の救助
 - (5) 災害広報
 - (6) 医療、救護
 - (7) 緊急輸送の確保
- (消防機関)
- (1) 危険物施設・設備等の保安全管理の指導監督
 - (2) 防災施設・資機材等の整備及び維持管理の指導監督
 - (3) 特定事業者が設置する自衛防災組織及び共同防災組織の育成、指導
 - (4) 防災教育及び保安教育の指導
 - (5) 防災訓練の実施
 - (6) 火災等の災害防御活動
 - (7) 警戒区域の設定、立入制限、退去の指示
 - (8) 被災者の救出及び救急
 - (9) 災害広報
 - (10) 防災資機材の備蓄及び整備

(11) 情報の収集、伝達及び被害状況の調査並びに災害原因調査

第6 関係公共機関

次に掲げる関係公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて特別防災区域に係る防災活動に積極的に寄与するものとする。

1 中国経済産業局

- (1) 特定事業者に対する防災のための必要な資金のあっせん
- (2) 防災資機材の調達及びあっせん

2 西日本電信電話株式会社中国支店・岡山支店

- (1) 防災活動の実施に必要な通信施設・設備の確保及び優先利用措置
- (2) 公衆通信施設の応急復旧

3 日本赤十字社広島県支部・岡山県支部、(一社) 広島県医師会・(一社) 笠岡医師会 医療、救護

4 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社

- (1) 防災活動の実施に必要な緊急保安電力の確保
- (2) 電力施設の応急復旧
- (3) 感電事故防止の措置及び広報

5 日本放送協会広島放送局・岡山放送局及び民間放送機関（R S K山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社） 気象予報・警報及び災害情報等の広報

第7 特定事業者

特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一次的責任を有することを自覚するとともに、石油コンビナート等災害防止法その他関係法令を遵守し、保安管理体制の強化、自衛防災組織等の整備を行い、相互に連携共同して一体的な防災体制の確立を図るものとする。

- (1) 施設・設備の維持改善及び自主点検の徹底
- (2) 安全操業の確保及び労働安全の徹底
- (3) 防災施設・資機材等の整備及び維持管理
- (4) 自衛防災組織、共同防災組織の整備
- (5) 異常現象発生時の通報連絡体制の整備
- (6) 防災教育及び保安教育の実施
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 事業所間の相互応援体制の確立
- (9) 緊急時の応急措置の実施
- (10) 火災等の災害防御活動
- (11) 災害広報

第8 その他の関係機関

その他の関係機関は、その事務又は業務を通じて自ら又は防災本部長の要請に基づいて、防災活動に寄与するよう努めるものとする。